



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第21号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

即位・大嘗祭違憲訴訟判決言渡し 秒殺判決、憲法判断なし、内容なし



判決言い渡し後、裁判所の前で抗議の声を上げる

1月31日(水)、「即位礼・大嘗祭違憲訴訟」東京地裁判決が第103号法廷で言い渡されました。判決は秒殺ともいえる、ほんの数秒で片付けられてしまいました。「原告の請求を棄却する、訴訟費用は原告の自己負担とする」、以上。時間にして5秒もかからず、3名の裁判官はさっさと退場。報道向けの映像撮影の時間の方がよっぽど長く、まさに吐き捨てられたような判決でした。これが5年も闘ってきた結果か、と思うと疲れがどっと出る一時でした。

それでも判決内容を注意深く読めば、憲法判断などが少しでも次の足掛かりとなるものが残されているかとの期待も見事に裏切られて、読むだけ損したような内容無し、憲法判断もなしの空っぽ判決でした。判決要旨を記者会見用にコピーに走りましたが、コピーする価値もないような残念判決でした。1か所を抜粋すると以下の通り。

「政教分離原則を定める憲法の規定は、いわゆる制度

的保障の規定であって、私人に対して信教の自由を直接保障するものではなく……国家と宗教との分離を制度として保障することによって間接的に信教の自由の保障をしようとするものであって……、政教分離原則に違反した国の行為が直ちに私人の信教の自由を侵害したということもできない……」

何とも煙に巻かれたような、何を言いたいのかも不明な空っぽの判決でした。

この5年間、主張するのは原告側ばかりで、被告の国側は、何も言わない、何もしない、主張すらしないが一貫していました。原告側の準備書面は毎回100頁を越える超大作。しかし被告側はほぼ準備書面を出さない。出しても紙ぺら1枚か2枚のお粗末なもの。「この点は争う」と被告側は準備書面には書きながらも、争った形跡すら残しませんでした。原告の本人尋問にも、何一つ反対尋問すら一言もなかった。被告側代理人はただ座ってただけで、「追って書面で回答します」と言うだけ。まともな回答をしないまま、だんまりを通しました。あの何もしない余裕の態度は、どうせ裁判官が、さっさと却下してくれるだろうから、何もしないのが一番、と高を括った態度でした。被告側の代理人の希望通りに、裁判所は憲法判断すらしませんでした。まるで被告国と裁判所で申し合わせたような見事な連係プレーを疑うのは私だけでありましょうか。この国の司法の独立はいつから葬られてしまったのか。三権分立ならぬ、三位一体になってしまったのか……。

裁判所前に出された垂れ幕は「不当判決弾劾!」「控訴審で闘おう」。準備していた通りが役に立ってしまった何とも言えない悔しさを胸に、控訴審の委任状を整理しました。見通しが全く見えなくとも、これでやめ



司法記者会での記者会見

るわけにはいかないのです。おかしいことをおかしいという人がいなければ、おかしいことが認められたことになってしまうのです。当日の報告集会は30名以上の原告たちが熱い論議を交わしました。同じ不屈の思いを込めた控訴委任状が一つ一つ届くごとに、思いを共にする人々との繋がりにとても励まされました。と同時に亡くなられたあの方、この方の原告の名前を見る時に目頭が熱くなりました。委任状を出すことが許されなかった名前を見るたびに「私の分も頼んだよ」と言われたように思いました。

控訴審に良き足掛かりを残せることを祈って、聖書の一節に思いを託して終わります。

「これらの人たちは信仰の人として死にました。約束のものを手に入れることはありませんでしたが、はるか遠くにそれを見て喜び迎え、地上では旅人であり、寄留者であることを告白していました」（ヘブル人への手紙11章13節）。

（星出卓也／事務局）



日比谷図書文化館で報告集会を持つ

抗議声明・「即位・大嘗祭違憲訴訟（国家賠償請求裁判）」不当判決に抗議する

本日、東京地裁民事第6部・中島崇裁判長は、「即位・大嘗祭違憲訴訟」の国家賠償請求事件部分に対し、棄却判決を言い渡した。

私たちはこの不当判決に対して強く抗議するものである。

私たちが提起した本訴訟は、2019年に強行されてしまった「即位の礼・大嘗祭」をはじめとする一連の天皇の「代替わり」儀式が、日本国憲法の政教分離、主権在民原則に対する重大な違反行為であることから、「納税者基本権」と「基本的人格権」に基づいて、一連の儀式への違法な国費支出差し止めと、当該儀式がもたらす人格権侵害に対する国家賠償を求めて、2018年に提訴したものである。これに、「代替わり」関連の儀式である2020年の「立皇嗣の礼」についても新たに提訴し、本訴に併合された。

しかし裁判所は、私たちが一体のものとして提起した裁判を勝手に分離し、とりわけ「納税者基本権に基づく差止訴訟」部分に関しては、一度の口頭弁論も開かれぬまま、却下・棄却させられてしまった。そして、「人格権に基づく差止訴訟」部分も棄却され、残りの「国家賠償請求」部分の判決が、本日言い渡されたのである。

私たちは、何よりも国の行為について住民訴訟を提起できないことは、法の欠陥といわなければならない。

国側は、本件諸儀式は「個々の国民」に向けられたものではなく、たとえ宗教的感情を害するものであったとしても、「具体的権利侵害」はないとする。諸儀式が個々の日本国に居住する人間に向けられたものでないならば、なぜかように多額の国費を費やしてこのような儀式を行なう必要があるというのか。儀式を行なう側は、その効果を認識しているからこそ行なうのである。

政府の式典委員会は「各式典が、国民こぞって寿ぐ中でつつがなく挙行できるよう」に協力を求めているし、儀式を賛美する言論はメディアを通して報道され続けた。社会的な同調圧力が大きく作りだされたのであり、まさしく祝意は強制されたのである。

こうした国の行動を規制することが裁判所の本来の役割であるにも関わらず、裁判所は国の主張をそのまま追認し、内容に踏み込まず形式的な判断を下した。

我々は、本件不当判決に対し強く抗議するとともに、

あらためて裁判所の真摯な対応を求め、さらに闘っていくことを宣言する。

2024年1月31日

即位・大嘗祭違憲訴訟の会

即位・大嘗祭違憲訴訟弁護団

原告・支援者から、ひとこと

- * 司法が憲法違反をしているのだから救いがたい。まさに戦前です。(M)
- * 同調圧力をおこさせる政府・国・メディアの行為は、天皇制を崇拝しているからおこり、憲法違反。だから我々市民は同調圧力を受け入れないために自分自身の考えをしっかりと固め、持っていくことが必要だと思います。(I)
- * 人権無視的に感じました。(T)
- * 各地で闘っている皆さんの思いに勇気づけられました。(W)
- * 中島裁判長は原告提出書類をきちんと読んでいないのではないかと疑問に思いました。(M)
- * 個人の利害でなく、公的損失に対する侵害を論点にする方法はないのか。(F)
- * 撮影に2分。判決は何秒？ マスク越しに何をおっしゃったのかも分からぬうちに終了。原告たちをバカにした態度です。せめて判決文を読み上げる位の誠意を持って欲しいと思いました。(T)
- * はじめて参加しました。憲法の番人である裁判所が墮落している姿を見せられてガッカリしました。しかしこのような立派な人たちの集まりを見て勇気をもらいました。ありがとうございました。(K)
- * 天皇はいらない。憲法を変えるべきは第一条。第九条は変えるな！(M)
- * 人間の血が流れていない国側の集団(O)
- * 判決内容もさることながら、まず、主文の読み上げだけでその要旨の説明をしない裁判所の態度に腹が立った。裁判所は憲法秩序を守る気概と言うものがないのか!!(T)
- * 原告尋問をしたのはただのパフォーマ

ンスだったのか。天皇制を廃棄する覚悟を新たにしました。(K)

* 弁護団・事務局のみなさん、お疲れさまでした。期待してなかったけどがっかりします。でもがんばりましょう。ふぁいと。(K)

* 憲法判断をしてこそその司法だと思います。(K)

* 不当な判決告示そのもので、司法への怒りが募るばかりだ。(O)

* 予想通りか……と。「棄却する」と一言なら、私だってあそこに座して言えるぞ！(W)

* 裁判所は原告意見陳述や弁護士たちの準備書面をまじめに真剣に聞いて読んでいたのか。こっちは皆、何時間も何時間もかけて必死で書いたのに。裁判所はバカにしている。我々の税金から高い給料取っていて、我々のためには働かない？ 本当に腹が立つ。(O)

* 東京新聞が社説でとりあげました

5 社説・発言 11版

2024年(令和6年)2月6日(火曜日)

社説

2024.2.6

令和の天皇代替わりに伴い、大嘗祭などに公費を支出したのは政教分離を定めた憲法に反すると市民らが起こした訴訟で、東京地裁は「特定の宗教活動を強制したものではない」と述べ、原告の訴えを退けた。だが、宗教色が濃い皇室行事であり、巨額の公費支出には慎重な配慮が必要だ。憲法との調和が何より求められる。

民俗学者の柳田国男が大嘗祭を批判した一文がある。貴族院書記官長として、大正天皇の代に京都で行われた大嘗祭を見聞した。「今回ノ大嘗祭ノ如ク莫大ノ経費ト労力ヲ給与セラレシコトハ全ク前代未聞」とし、心ある者は眉をひそめたとも記した。

莫大な経費だけでなく、徹底的に古式を保存し、一切の装飾を除くべきだとも苦言を呈した。

確かに17世紀の「鈴鹿家文書」の大嘗祭図は高床式の素朴な形式で、奈良・平安時代は床さえなかったという。室町時代から約200年間は中断していた歴史もある。天皇即位では「即位灌頂」という仏教色の儀式もあったが、これは明治になって廃された。

つまり大嘗祭は伝統儀式ではあるが、神道式祭祀の大規模化は明治以降で、天皇神格化にも深く関わった。原告が「明治憲法下で国家と神道が結び付き、信教の自由や思想・良心の自由が侵害される深刻な弊害を生じた」と主張したのも理由がある。

新憲法の政教分離規定はこの反省から国家と宗教の厳格な分離を図った。過去の大嘗祭を巡る裁判では最高裁は「合憲」だが、1995年の大阪高裁では原告敗訴な模索してほしい。

皇位継承に伴う行事の重さは十分に理解するが、戦前の宗教的な権威や神聖性を帯びた存在への回帰であってほしくない。憲法の象徴天皇制にふさわしい形を慎重に

大嘗祭判決

憲法との調和考えねば

からも、「国家神道に対する助長になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかと疑義は一概に否定できない」と指摘しているほどだ。

2019年の大嘗祭での公費支出は総額約24億円にも上った。大小30もの建造物群が並び、壮大な国家的行事の様相を示した。

柳田国男に限らず、秋篠宮さまも18年に「大嘗祭は身の丈に合った儀式で行うのが本来の姿」と述べられたことがある。天皇家の私的費用である「内廷費」で対応してはとの提案もあった。

京都・主基田抜穂の儀住民訴訟、判決言い渡し 結論ありきの不当判決

永井美由紀 ● 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団事務局

2月7日午後2時から、京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟の判決言い渡しが行われた（京都地裁第3民事部 植田智彦裁判長、向健志・大野友己裁判官）。

「お待たせしました」と裁判長以下が着席。遅れて入ってくる傍聴人らを待って、「原告らの請求をいずれも棄却する」「訴訟費用は原告らの負担とする」と主文の言い渡しを行い、続いてA4判3枚（約1700字）の判決要旨を読み上げた。要旨を聞いた幾人かの傍聴人から「社会儀礼と言うたり宗教儀式言うたり、おかしいやないか」という声が上がったが、制止することもなく読み続けた。

私たちが主張した「君主の宗教への関わりの排除」は憲法上定められているとは認められないとして斥けた。また、目的効果基準に照らしても「我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められ」ないとした。

「戦前の大嘗祭と戦後の大嘗祭でその形式が共通していたとしても、儀式の意味合いはそれを取り巻く社会状況等によって時代とともに変化するものであり、服属儀礼や神聖性獲得という意味合いが引き継がれていることを意味せず、国民主権原理や象徴天皇制に反するとは認められないと判示した。

宗教儀式への参加だが一般人の宗教意識に照らせば「社会儀礼」の範囲、宮内庁からの依頼による受動的な参加にすぎないなど、法的な検討がなされたとはとてもいえない結論ありきの判決だった。

京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟についての声明

本日、京都地方裁判所第3民事部（植田智彦裁判長）は、原告らの請求を退ける敗訴判決を言い渡した。

本件は、京都府知事らが一連の大嘗祭関連儀式に参列したことは政教分離原則に違反して違憲・違法であるとして、同儀式への公金支出相当額374,171円を西脇隆俊に対して損害賠償請求するよう京都府知事に求める住民訴訟である。



判決後、司法記者会での記者会見

判決は、京都府知事らが一連の大嘗祭関連儀式に参列したことについて、「本件関与行為の目的は、客観的にみても、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすという世俗的なものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではない。」と述べて、政教分離原則違反を否定した。大嘗祭は国家が国費をもって支援した天皇の宗教であることを何ら考慮することなく、従来の政教分離が争われた訴訟で用いられてきた目的効果論を形式的に用いて判断している。原告らが提示した新たな憲法解釈について「傾聴に値すべきものではある」としながら、具体的理由を示すことなく退けており十分な検討がなされているとはいいがたい。「社会的儀礼論」に終始して、政教分離原則違反のみならず国民主権原理違反や地方自治法違反も否定しており、極めて不当な判決と言わなければならない。

国や地方自治体が安易に宗教と関わるようなことは、あってはならない。ましてや、国家の外側の宗教との関わりではなく、国家自らが行ったに等しい宗教が問題となっている大嘗祭における政教分離原則について厳格な判断が必要であることは論をまたない。訴訟団は、憲法上の重要な原則である政教分離原則が貫徹されるべく、引き続き闘い抜く決意である。

2024年2月7日

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団

第 36 回政教分離訴訟全国交流集会&第 35 回自衛官 合祀拒否訴訟最高裁不当判決抗議集会」のご案内

今年の 5 月 31 日（金）および 6 月 1 日（土）の両日、第 36 回政教分離訴訟全国交流集会が開かれます。今年の開催場所は山口で、受入責任団体は『合祀いやです』少数者の人権を求める会」です。

現在東京では、1 月 31 日に即位・大嘗祭違憲訴訟の判決言い渡し、京都でも 2 月 7 日に主基田抜穂の儀違憲訴訟の判決言い渡し。ノー！ハプサ（合祀ノー）第二次訴訟は上告中、第三次訴訟を準備中です。

そして山口、安倍元首相の「県民葬」実施に対する住民訴訟と、県知事の護国神社への「公務参拝」の違憲性を問う訴訟、共に 2 月に第 4 回口頭弁論を準備しています。

これらの訴訟の現時点における課題を共有し、各訴訟団の弁護団・事務局の方々の協力をお願いしつつ、議論を通して今後の闘いの糧にしていく集会としていきたいと考えています。

現時点ではタイムテーブルは確定していませんが、5 月 31 日には弁護団を中心としたシンポジウム、6 月 1 日には前日の議論をふまえながら、各地から参加された方を中心として、報告と討論をおこなう予定です。

今回は、表記の二つの集会を合同開催します。山口県周辺の原告・支援者の方々はもちろん、各地の方々にぜひ多数結集していただき、ともに議論を交わしていければと思います。

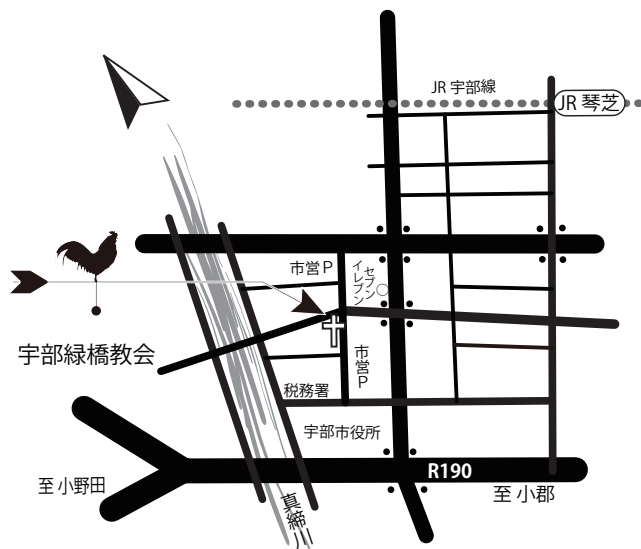
● 5 月 31 日（金）13:00～17:00

弁護団を中心としたシンポジウム
懇親会

● 6 月 1 日（土）9:00～12:00

各地からの報告

- * 会場は両日とも：日本キリスト教団宇部緑橋教会
〒755-0031 山口県宇部市常盤町 1-1-9
電話 080-5029-5599（小畑）
JR 宇部線「琴芝駅」徒歩 10 分
山口宇部空港から車で 10 分
宇部市営バスで「市役所前」で下車、徒歩 3 分。



- * 会場とオンライン併用集会を準備中です。アドレスなどは後日連絡を差し上げます。
- * 参加費はオンラインとも 1,000 円程度を予定しています。また、懇親会費は別途いただきます（5,000 円程度）。
- * 宿泊の確保はご自身でお願いします。
- * 懇親会は宇部新川駅近くの料理店で行う予定です。
- * 参加申し込みは、申し込みフォーム <https://x.gd/AOVpK>

メールでのお問い合わせは、
〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13 星出卓也
e-mail: sola_fide@yahoo.ne.jp まで



『合祀いやです』少数者の人権を求める会
日本キリスト教団宇部緑橋教会内
〒755-0031 山口県宇部市常盤町 1-1-9
電話 080-5029-5599（小畑）

11月25日、原告交流会を開催しました

昨年11月25日に、訴訟の会では原告交流会を開きました。地裁での裁判が結審し、いよいよ判決言渡し期日を迎えるというタイミングです。

5年をかけた裁判のあいだ、訴訟の会の事務局は弁護団会議にも参加して議論を重ね、毎回深みを加えていく書面等での主張内容を共有してきました。しかし事務局の力不足もあり、その過程を、原告・支援の方々と共にしていくことができなかったという反省から、この時期にあらためて原告交流会を持つことになったものです。

当日は、会場である日本キリスト教会館に直接いらした方は多くはなかったのですが、ZOOMも併用して2時間ほどの集まりをもちました。

まず、訴訟の会呼びかけ人代表の佐野通夫から、憲法の天皇条項をふまえ、「退位特例法」にはじまる「代替わり」儀式全体がまったく違憲の行為であることが明らかにされました。続いて、木村庸五弁護士から、国は政教分離原則を「制度的保障」に過ぎないといって、むしろ原告側に「宗教的寛容」を要求している、はじめから結論ありきで、戦前・戦後を通じたこの国の裁判所の体質を表していると批判しました。また、「控訴審では一審と同じ主張を繰り返すのではダメ」と言い切る酒田芳人弁護士からは、我々の主張に足りなかつ

たものは何か、「反省的」に考えていると述べたうえで、「人格権」という切り口、「同調圧力」という観点を、今後はより深めていくべきではないかという問題提起がなされました。

会場からは、厳しい意見も含めて活発な討論がなされました。控訴審に向けて、こうした機会が、もっと積極的につくられていかなければならないということを実感しました。最後に、当日のアンケートで寄せられた感想をご紹介します。

＊弁護士さんからの問題点整理的な話で、少し訴訟の流れへの理解が進んだ気がしましたが、なかなか… 初心者には難しかったです。

＊参加者が少人数で残念。もっと大勢の人々の意見を聞きたかった。原告代表が出されたレジュメで、天皇退位に関する特例法を読んで、法文なのに御在位・御活動・御高齢・御公務などなど、怪しい敬語だらけなことに改めて腹が立った。主権在民の国家の法律なのに恥。

＊初めて参加しました。いろいろな議論ができた、よい会でした。今後ともこの裁判にコミットしていきたいとおもいます。

＊青井先生が学者証人尋問に採用されるべきだった。つくづくそう思う。

＊少人数でしたが弁護団・原告の人たちの雰囲気が見えて良かったです。

(新 孝一／事務局)

【会費納入とカンパのお願い】

1月31日の不当判決言渡しを経て、2月14日に控訴状を提出。舞台は東京高裁に移りました。

いつものお願いですが、原告・支援者の方は、2023年度の会費をお振り込みいただけますように、よろしくお願い致します。また、前年度未納の方もどうぞご送金をお願いします。

1年分の会費は、原告3,000円、支援者2,000円です。

また支援カンパもお待ちしています。

郵便振替口座番号：00120-3-293255

加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

【転居のお知らせをお願いします】

毎回、宛先不明で返送されてくるメール便があります。住所を変更した場合、必ず事務局宛てお知らせ下さい。

活動日誌（2023年11月—2024年2月）

11月8日（水） 弁護団会議

11月25日（土）即大訴訟原告交流会

【2024年】

1月11日（木） 第28回事務局会議

1月25日（木） 弁護団会議

1月31日（水） 即大訴訟判決言渡し（東京地裁103号法廷）／記者会見／報告集会（日比谷図書文化館）

2月7日（水） 京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟判決言い渡し（京都地裁）

2月13日（火） 弁護団会議

2月14日（水） 東京高裁宛てに控訴状を提出

2月26日（月） ニュース21号発送／第29回事務局会議